

令和7年度鹿沼市下水道事業会計予算事故繰越し繰
越計算報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項ただし書の規定により、令和7年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

令和7年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	目	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1	1	処理場管理費	19,614,000	794,640	3,684,240	0	0	3,684,240	15,135,120	0	栃木県下水道資源化工場への事業負担金について、栃木県で行った入札が不調となり、年度内完成が困難となったため、繰り越したものである。